

① 測量業務積算基準

令和7年度 業務関係積算基準及び標準歩掛 新旧対照表

2. 測量業務費

2-2 業務費構成費目の内容

単価適用年月日：令和8年4月1日まで

単価適用年月日：令和8年5月1日以降

- (e) 技術管理費
 - a) 精度管理費
精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。
 - b) 成果検定費
成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。また、成果検定費は、諸経费率算定の対象額としない。
- 2) 間接測量費
間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用である。なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。
- 3) 一般管理費等
一般管理費等は、一般管理費及び付加利益である。
 - (a) 一般管理費
一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。
 - (b) 付加利益
付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。
- (2) 測量調査費
測量調査費は、宇宙技術を用いた難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等の高度な技術力を要する業務を実施する費用である。
- (3) 消費税相当額
消費税相当額は、消費税相当分とする。

- (e) 技術管理費
 - a) 精度管理費
精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。
 - b) 成果検定費
成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。また、成果検定費は、諸経费率算定の対象額としない。
- 2) 間接測量費
間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査(登記手数料は含まない)、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)である。
また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)と重複がないことを確認するものとする。
なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。
- 3) 一般管理費等
一般管理費等は、一般管理費及び付加利益である。
 - (a) 一般管理費
一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。
 - (b) 付加利益
付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。
- (2) 測量調査費
測量調査費は、宇宙技術を用いた難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等の高度な技術力を要する業務を実施する費用である。
- (3) 消費税相当額
消費税相当額は、消費税相当分とする。

令和 7 年度 業務関係積算基準及び標準歩掛 新旧対照表

① 地質調査業務積算基準

2. 地質調査業務費

2-2 業務費構成費目の内容

単価適用年月日：令和 8 年 4 月 1 日まで

単価適用年月日：令和 8 年 5 月 1 日以降

- (ハ) 水道光熱電力料
水道光熱電力料は、当該調査に必要となる電力、電灯使用料及びび用水使用料である。
- (ニ) 地盤情報データベースに登録するための検定費
地盤情報データベース登録のための、地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお、直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。
- (b) 間接調査費
間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものである。
 - a) 運搬費
機械器具の運搬は、機械器具及び資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用である。
 - b) 準備費
準備及び跡片付け作業(資機材の準備・保管、ボーリング地点の位置出し、資材置き場と作業場所に係る伐開除根及び整地、後片付け、各種許可・申請手続き等)、搬入路伐採等に要する費用である。
 - c) 仮設費
ボーリングの櫓、足場設備、揚水設備場及び足場の設置撤去、機械の分解解体、給水設備、仮道、仮橋等の設備に要する費用である。
 - d) 安全費
安全費は、業務における安全対策に要する費用である。
 - e) 借地料
特に借上げを必要とする場合等に要する費用である。
ただし、営繕費対象の敷地については、借地料を計上しない。
 - f) 旅費交通費
当該調査にかかる旅費・交通費を計上する。
 - g) 施工管理費
出来高及び工程管理写真等に要する費用である。
 - h) 営繕費
大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。
 - i) その他
伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。
- (c) 業務管理費
業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。
なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。
また、業務管理費は、諸経费率算定の対象額としない。
- 2) 一般管理費等
当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。
 - (a) 一般管理費
一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。
 - (b) 付加利益
付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。
- (2) 解析等調査業務費
解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。
- (3) 消費税相当額
消費税相当額は、消費税相当分とする。

- (ハ) 水道光熱電力料
水道光熱電力料は、当該調査に必要となる電力、電灯使用料及びび用水使用料である。
- (ニ) 地盤情報データベースに登録するための検定費
地盤情報データベース登録のための、地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお、直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。
- (b) 間接調査費
間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものである。
 - a) 運搬費
機械器具の運搬は、機械器具及び資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用である。
 - b) 準備費
準備及び跡片付け作業(資機材の準備・保管、ボーリング地点の位置出し、資材置き場と作業場所に係る伐開除根及び整地、後片付け、各種許可・申請手続き等)、搬入路伐採等に要する費用である。
 - c) 仮設費
ボーリングの櫓、足場設備、揚水設備場及び足場の設置撤去、機械の分解解体、給水設備、仮道、仮橋等の設備に要する費用である。
 - d) 安全費
安全費は、業務における安全対策に要する費用である。
 - e) 借地料
特に借上げを必要とする場合等に要する費用である。
ただし、営繕費対象の敷地については、借地料を計上しない。
 - f) 旅費交通費
当該調査にかかる旅費・交通費を計上する。
 - g) 施工管理費
出来高及び工程管理写真等に要する費用である。
 - h) 営繕費
大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。
 - i) その他
伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。
- (c) 業務管理費
業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。
また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。
なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。
また、業務管理費は、諸経费率算定の対象額としない。
- 2) 一般管理費等
当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。
 - (a) 一般管理費
一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。
 - (b) 付加利益
付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。
- (2) 解析等調査業務費
解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。
- (3) 消費税相当額
消費税相当額は、消費税相当分とする。

令和7年度 業務関係積算基準及び標準歩掛 新旧対照表

単価適用年月日：令和8年4月1日まで

第Ⅲ編 土木設計業務

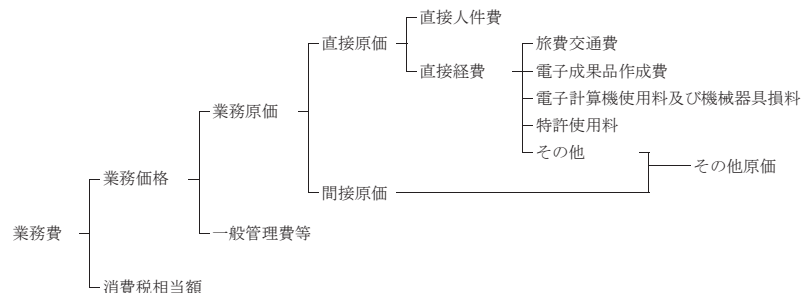
① 土木設計業務等積算基準

1. 適用範囲

本基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。

2. 土木設計業務費

2-1 業務費の構成



2-2 業務費構成費目の内容

(1) 直接原価

1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費である。

2) 直接経費(積上計上分)

直接経費は、業務処理に必要な経費である。

直接経費(積上計上分)は、次による。

- (a) 旅費交通費
- (b) 電子成果品作成費
- (c) 電子計算機使用料及び機械器具損料
- (d) 特許使用料 等

3) 直接経費(積上計上するものを除く)

直接経費(積上計上分)以外の直接経費である。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

(2) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)である。

※その他原価は、直接経費(積上計上するものを除く)及び間接原価である。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費である。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益である。

1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

単価適用年月日：令和8年5月1日以降

第Ⅲ編 土木設計業務

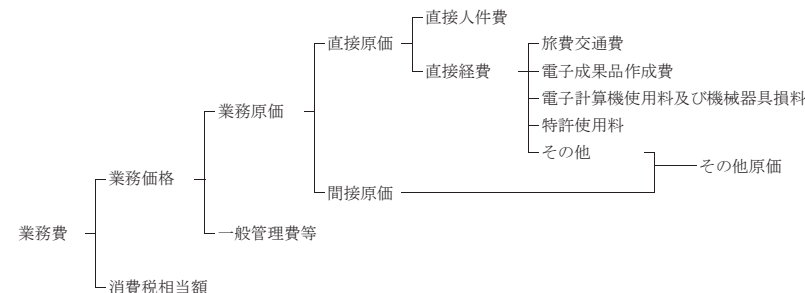
① 土木設計業務等積算基準

1. 適用範囲

本基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。

2. 土木設計業務費

2-1 業務費の構成



2-2 業務費構成費目の内容

(1) 直接原価

1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費である。

2) 直接経費(積上計上分)

直接経費は、業務処理に必要な経費である。

直接経費(積上計上分)は、次による。

- (a) 旅費交通費
- (b) 電子成果品作成費
- (c) 電子計算機使用料及び機械器具損料
- (d) 特許使用料 等

3) 直接経費(積上計上するものを除く)

直接経費(積上計上分)以外の直接経費である。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

(2) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、**熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)**とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、**熱中症対策費用(作業員個人に対する費用)**と重複がないことを確認するものとする。

~~※その他原価は、直接経費(積上計上するものを除く)及び間接原価である。~~

(3) 業務原価

業務原価は直接原価及び間接原価からなる。

令和7年度 業務関係積算基準及び標準歩掛 新旧対照表

単価適用年月日：令和8年4月1日まで

3. 業務費の積算

3-1 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託費

業務委託費は、次式による。

$$\text{業務委託費} = \text{設計業務価格} + \text{消費税相当額}$$

$$= (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等}) \times (1 + \text{消費税率})$$

(2) 各構成要素の算定

1) 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費である。

なお、名称及びその基準日額は別途定める。

2) 直接経費

直接経費は、「2-2 業務費構成費目の内容」における直接経費(積上計上分)の各項目について必要額を積算し、

旅費交通費については、業務にかかる旅費交通費を計上する。

これ以外の必要額については、その他原価として計上する。

3) その他原価

その他原価は、次式により算出した額の範囲内とする。

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \frac{\alpha}{(1 - \alpha)}$$

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算出した額の範囲内とする。

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \frac{\beta}{(1 - \beta)}$$

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

3-2 個人に委託する場合

個人(建設コンサルタント以外の個人)に委託する場合(諸謝金による場合を除く)は、「3-1 建設コンサルタントに委託する場合」と同一の方法により積算する。ただし、その他原価、一般管理費等については計上しない。

4. 電子成果品作成費

「土木設計業務等の電子納品要領」に基づく電子成果品の作成費用は、次式による。

ただし、これにより難しい場合は、別途計上する。

(1) 概略設計、予備設計又は詳細設計

$$z = 6.9 \times P^{0.45}$$

z：電子成果品作成費(千円)(千円未満切捨て)

P：直接人件費(千円)(千円未満切捨て)

(注)1. 電子成果品作成費(千円)は、上限：700千円、下限：20千円とする。

(2) その他の設計業務(上記(1)以外)

$$z = 5.1 \times P^{0.38}$$

z：電子成果品作成費(千円)(千円未満切捨て)

P：直接人件費(千円)(千円未満切捨て)

(注)1. 電子成果品作成費(千円)は、上限：250千円、下限：20千円とする。

単価適用年月日：令和8年5月1日以降

(4) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費である。

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益である。

1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

3. 業務費の積算

3-1 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託費

業務委託費は、次式による。

$$\text{業務委託費} = \text{設計業務価格} + \text{消費税相当額}$$

$$= (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等}) \times (1 + \text{消費税率})$$

(2) 各構成要素の算定

1) 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費である。

なお、名称及びその基準日額は別途定める。

2) 直接経費

直接経費は、「2-2 業務費構成費目の内容」における直接経費(積上計上分)の各項目について必要額を積算し、

旅費交通費については、業務にかかる旅費交通費を計上する。

これ以外の必要額については、その他原価として計上する。

3) その他原価

その他原価は、次式により算出した額の範囲内とする。

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

$$\text{その他原価} = \text{直接人件費} \times \frac{\alpha}{(1 - \alpha)}$$

4) 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算出した額の範囲内とする。

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \frac{\beta}{(1 - \beta)}$$

5) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

3-2 個人に委託する場合

個人(建設コンサルタント以外の個人)に委託する場合(諸謝金による場合を除く)は、「3-1 建設コンサルタントに委託する場合」と同一の方法により積算する。ただし、その他原価、一般管理費等については計上しない。

令和7年度 業務関係積算基準及び標準歩掛 新旧対照表

② 洪水痕跡調査業務

2 洪水痕跡調査業務費

2-2 業務費構成費目の内容

単価適用年月日：令和8年4月1日まで

第IV編 調査・計画業務

単価適用年月日：令和8年5月1日以降

第IV編 調査・計画業務

- (2) 間接調査費
間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。
なお、間接調査費は、一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。
- (3) 一般管理費等
一般管理費等は、一般管理費及び付加利益である。
- 1) 一般管理費
一般管理費は、調査業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。
- 2) 付加利益
付加利益は、調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。
- (4) 消費税相当額
消費税相当額は、消費税相当分とする。

3. 業務費の積算方式

業務費は、次式による。
なお、諸経費率は、「第1編第1章 測量業務積算基準」による。
業務費＝直接調査費＋間接調査費＋一般管理費等＋消費税相当額
＝直接調査費×(1＋諸経費率)×(1＋消費税率)

4. 標準歩掛

作業工程	標準作業量	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
計画準備	1 業務	0.5	1.0	1.0		
現地踏査	10km (流心延長)		0.5	0.5	0.5	
痕跡の確認、 痕跡状況写真撮影	10km (流心延長)		1.0	1.0	1.0	
痕跡のマーキング	10km (流心延長)		1.0	1.0	1.0	
痕跡位置の平面図への記入	10km (流心延長)		1.0	1.0	1.0	
直接測量	10km (流心延長)		1.5	3.0	3.0	3.0
間接測量	10km (流心延長)		1.0	2.0	2.0	2.0
河川平面図	1 業務		1.5	4.0	4.0	
河川縦断面図	1 業務		1.5	3.5	3.5	
河川横断面図	1 業務		1.0	2.0	2.0	
痕跡状況写真集	1 業務		0.5	2.0	2.0	
点検整理	10km (流心延長)		0.5	1.0	1.0	

(注)1. 痕跡測量は直接測量を標準とし、間接測量は直接測量が実施できない場合に適用する。
2. 機械経費、通信運搬費等、材料費は、「第IV編第1章⑤ 機械経費等」に基づき別途計上する。

- (2) 間接調査費
間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。
また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。
なお、間接調査費は、一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。
- (3) 一般管理費等
一般管理費等は、一般管理費及び付加利益である。
- 1) 一般管理費
一般管理費は、調査業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。
- 2) 付加利益
付加利益は、調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。
- (4) 消費税相当額
消費税相当額は、消費税相当分とする。

3. 業務費の積算方式

業務費は、次式による。
なお、諸経費率は、「第1編第1章 測量業務積算基準」による。
業務費＝直接調査費＋間接調査費＋一般管理費等＋消費税相当額
＝直接調査費×(1＋諸経費率)×(1＋消費税率)

4. 標準歩掛

作業工程	標準作業量	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
計画準備	1 業務	0.5	1.0	1.0		
現地踏査	10km (流心延長)		0.5	0.5	0.5	
痕跡の確認、 痕跡状況写真撮影	10km (流心延長)		1.0	1.0	1.0	
痕跡のマーキング	10km (流心延長)		1.0	1.0	1.0	
痕跡位置の平面図への記入	10km (流心延長)		1.0	1.0	1.0	
直接測量	10km (流心延長)		1.5	3.0	3.0	3.0
間接測量	10km (流心延長)		1.0	2.0	2.0	2.0
河川平面図	1 業務		1.5	4.0	4.0	
河川縦断面図	1 業務		1.5	3.5	3.5	
河川横断面図	1 業務		1.0	2.0	2.0	
痕跡状況写真集	1 業務		0.5	2.0	2.0	
点検整理	10km (流心延長)		0.5	1.0	1.0	

(注)1. 痕跡測量は直接測量を標準とし、間接測量は直接測量が実施できない場合に適用する。
2. 機械経費、通信運搬費等、材料費は、「第IV編第1章⑤ 機械経費等」に基づき別途計上する。